

監査委員告示第6号

地方自治法第98条第2項の規定に基づく議会の請求に基づく監査の結果を、次のように公表します。

令和7年11月28日

和光市監査委員 山田史明

和光市監査委員 内山恵子

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第98条第2項の規定に基づく監査

2 議会からの請求

令和7年9月19日付け和議第53号

3 請求の趣旨（原文のまま）

- (1) 予算の不正流用および決算書の改ざんの有無
- (2) 国庫負担金の対象月と市の歳出年度との整合性
- (3) 平成16年度以降の予算計上方法の変更理由
- (4) 実際の赤字額およびその定義の妥当性
- (5) 介護保険料上乗せの試算根拠と実施可能性

4 請求に係る確認事項

議会の請求に基づく監査について、議会に確認し、決議提出者から回答があった事項は次のとおりとなる。なお、回答は原文のままである。

(1) 採択された陳情と議会の請求との違いについて

採択された陳情では「過去20年にわたる介護保険行政について、特別監査を実施することが不可欠」となっている。陳情にある「過去20年」と「介護保険行政について」の部分は、請求事項にはないが、どのように考えているか、という確認を行ったところ、次のような回答であった。

「採択された陳情では「過去20年にわたる介護保険行政について、特別監査を

実施することが不可欠」とされている。議会の監査請求文には期間の明示はないが、趣旨としては直近の繰入処理（令和6年度）を端緒に、当該処理の根拠や経緯の妥当性を確認するものと解される。過去20年分の一括監査を求めるものではなく、必要に応じて過年度事例を参照する範囲にとどまる。」

(2) 決算書の改ざんについて

決算書の改ざんとはどの文書におけるものを想定しているのか、という確認を行ったところ、次のような回答であった。

「決算書（介護保険特別会計歳入歳出決算書）、および決算附属明細書。市が公表している決算額と実際の会計処理内容に差異があるかを確認する。」

(3) 赤字額について

赤字額とは、どのような内容（該当する年度、事業等）を指しているのか、確認したところ、次のような回答であった。

「令和6年度 介護保険特別会計保険給付事業 当該繰入の原因として説明された「実質的赤字額」がこの年度の収支を指すものかを確認する。「赤字」とは、介護保険会計基準上、単年度収支不足を指す（累積欠損ではない）。市の説明がどの定義に基づいているかを確認する。」

(4) 介護保険料上乗せと実施可能性について

介護保険料上乗せとは、どのような内容（該当する年度、金額等）を指しているのか、また、実施可能性とはどのような事項の監査を求めているのか、確認したところ、次のような回答であった。

「令和6年度 介護保険特別会計歳入（第1号被保険者保険料収入）繰入金2億1,000万円を仮に保険料で賄うとした場合の上乗せ試算を想定。上乗せが制度的に可能であったか、また所得階層別負担増への影響を勘案した場合、制度運用上妥当であったかを確認。」

第2 監査の実施

1 監査対象課

長寿あんしん課

2 監査対象事項

議会から報告を求められた事項について、確認した事項を踏まえ、「令和5年度及び令和6年度の介護給付費負担金実績報告にかかる事務において、法令等に適合しない事務処理はあったか。」とした。

3 監査の実施場所及び期間

(1) 監査の実施場所

監査室、監査委員事務局

(2) 監査期間

令和7年9月19日から令和7年11月28日まで

4 監査の方法

市長から提出された関係資料を基に、書面審査及び関係職員からの聴き取り調査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 予算の不正流用及び決算書の改ざんの有無

ア 令和5年度及び令和6年度の介護保険特別会計における保険給付費に係る予算流用の有無について、財務会計システムで確認した。

令和5年度は2件該当があり、1件は、特例介護予防サービス計画給付業務から、介護予防サービス計画給付業務に333,000円を流用し、流用事由は「介護予防サービス計画給付費の実績が当初見込みよりも多かったため流用するもの。」としている。もう1件は、高額介護等サービス費給付から、高額介護等予防サービス費給付に14,000円を流用し、流用事由は「高額介護等予防サービス費給付業務において、当初見込みよりも給付額が多くなったため、不足分を流用するもの。」としている。

令和6年度は1件該当があり、高額介護等サービス費給付から、高額介護等予防サービス費給付に7,000円を流用し、流用事由は「高額介護等予防サービス費の支出額が見込みよりも増加し、9月補正予算に計上しているものの、8月支給時点で不足が生じたため。」としている。

イ 市が公表している決算書と財務会計システムの数値を確認し、財務会計システムの元となる伝票について、試査を実施した。令和5年度予算執行分のうち令和5年3月審査分のものについて、払込請求書は令和5年3月31日付、支出命令書及び予算差引簿等の書類には、令和5年3月審査分であることが明記されていた。支出は4月18日に行われていた。令和6年度予算執行分のうち令和6年3月審査分のものについて、払込請求書は令和6年3月29日付、支出命令書及び予算差引簿等の書類には、令和6年3月審査分であることが明記されていた。支出は4月18日に行われていた。

(2) 国庫負担金の対象月と市の歳出年度との整合性

ア 国の示す通知による対象月

国からの通知において、次のように示されている。

平成12年1月26日付け事務連絡、厚生省介護保険制度施行準備室長からの

通知「平成12年度介護保険の保険者の予算編成について」として、「3月から翌年2月までのサービス提供に係る保険給付費をひとつの会計年度として取扱うものとなる」(抜粋)。

平成23年8月17日付け老介発0817第1号、厚生労働省老健局介護保険計画課長からの通知「介護給付費負担金の適切な算定について」において、「介護給付費負担金の検算方法について」として、「5月分（4月審査分）～翌年4月分（3月審査分）を集計」(抜粋)。

イ　市の決算書における歳出年度

令和5年度においては、令和5年2月分（3月審査分）～令和6年1月分（2月審査分）の12か月分。令和6年度においては、令和6年2月分（3月審査分）～令和7年2月分（3月審査分）の13か月分。

ウ　介護給付費負担金事業実績報告書における決算書（見込書）抄本の歳出年度

令和5年度においては、令和5年3月分（4月審査分）～令和6年2月分（3月審査分）の12か月分。令和6年度においては、令和6年3月分（4月審査分）～令和7年2月分（3月審査分）の12か月分。介護給付費等負担金実績報告書における決算書（抄本）の支出額は、市が公表している決算書と異なっており、実績報告をまとめるための集計表（内部資料）には、「財務会計※年度がズレている」ことが、注意事項として記載されている。

また、令和7年1月10日付けで市長に報告された、平成16年度当時の長寿あんしん課介護福祉担当の職員3名と平成16年度以降の長寿あんしん課の課長職従事者5名に対する聞き取り調査結果によると、課長職従事者5名のうち4名は、財務会計システムと実績報告における金額の不一致を「知らなかった」、1名は「把握していたが、影響が大き過ぎて対応できなかった」と回答している。

エ　市の財務会計システムにおける、支出負担行為を行っている時期

一例として、令和5年度居宅介護等サービス保険給付業務事業において、令和5年2月分（3月審査分）は令和5年4月に支出負担行為決議書兼支出命令書を起票しているが、支出負担行為日は記載されていなかった。令和6年度においても同様である。

(3) 平成16年度以降の予算計上方法の変更理由

ア　介護保険制度開始後、幾度か制度改正が行われている。平成17年度改正（平成18年4月等施行）では、予防重視型システムへの転換として、介護予防給付を創設するなどある。

イ　予算計上にかかる資料は保存年限を5年と設定しており、平成16年度前後の予算計上方法が確認できない。

(4) 実際の赤字額及びその定義の妥当性

ア 近年の介護保険特別会計における歳入、歳出等は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

	歳入合計(A)	歳出合計(B)	歳入歳出 差引残額(A)-(B)		介護給付費 準備基金保有額
			うち基金繰入額		
令和元年度	3,733,167	3,665,537	67,631	43,419	163,226
令和2年度	3,851,818	3,784,182	67,636	63,727	142,948
令和3年度	4,119,610	4,021,927	97,683	5,044	219,059
令和4年度	4,322,344	4,202,129	120,215	40,673	240,912
令和5年度	4,685,513	4,518,220	167,294	111,754	228,030
令和6年度	5,232,313	5,080,171	152,143	136,009	198,628

イ 保険給付費の財源は、基本的に、50%が国・県・市の公費負担、残りの50%が第1号保険料と第2号保険料で構成されており、第1号保険料と第2号保険料の割合は、国が全国ベースの人口比率で決定している。

ウ 令和6年度の介護保険特別会計の保険給付費に係る一般会計からの繰入金のうち2億1千万円については、市が期ずれと称した事案を解消するために要した費用となる。

(5) 介護保険料上乗せの試算根拠と実施可能性

令和6年度介護保険特別会計の保険給付費において、当初予算では12か月分を計上していたが、支出年度の修正に伴い1か月分を足した13か月分を支出するべく3月定例会において3億円の増額補正を行った。充当する歳入は、精算交付される仕組みとなっているものの、交付された金額はいわゆる期ずれの影響はなく、交付されるべき12か月分の金額が交付されている状況であった。市は不足する1か月分の支出に充てるため、介護保険介護給付費準備基金から9千万円と一般会計から2億1千万円の繰入れを行った。このうち一般会計からの繰入れ2億1千万円について、第1号保険料に上乗せして介護保険料基準額算定フローに当てはめると、市が示す増額分となる。なお、市は当初一般会計からの繰入れ分2億1千万円について介護保険料に上乗せし、一般会計に返還することとしていたが、その後、上乗せはせず、一般会計に返還しないと見解を示している。

2 関係規定について

(1) 地方自治法においては、支出負担行為として次のように定められている。

「第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」

逐条地方自治法第9次改訂版によると、「支出負担行為は、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為であり、歳出予算、継続費、繰越明許費及

び債務負担行為の経費の金額の範囲内で行われるものである。すなわち、支出負担行為は、普通地方公共団体が支払いの義務を負う予算の執行の第一段階の行為をいうものであるから、工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為、補助金の交付の決定のような行為、普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為、給与その他の給付の支出の決定行為、普通地方公共団体内の会計間の繰入れの決定行為等が含まれることになる。」(抜粋)としている。

(2) 地方自治法施行令においては、歳出の会計年度所属区分として次のように定められている。

「第143条 歳出の会計年度所属は、次の区分による。

- 1 地方債の元利償還金、年金、恩給の類は、その支払期日の属する年度
- 2 給与その他の給付(前号に掲げるものを除く。)は、これを支給すべき事実の生じた時の属する年度
- 3 地方公務員共済組合負担金及び社会保険料(労働保険料を除く。)並びに賃借料、光熱水費、電信電話料の類は、その支出の原因である事実の存した期間の属する年度。ただし、賃借料、光熱水費、電信電話料の類で、その支出の原因である事実の存した期間が二年度にわたるものについては、支払期限の属する年度
- 4 工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度
- 5 前各号に掲げる経費以外の経費は、その支出負担行為をした日の属する年度」

逐条地方自治法第9次改訂版によると、地方自治法施行令第143条第1項第5号については、「これはいわば債務の発生を確認した日を基準として年度所属を定めようとするものである。」(抜粋)としている。

(3) 和光市予算事務規則においては、支出負担行為の手続、支出負担行為として整理する時期等として次のように定められている。

「第18条 支出負担行為をしようとするときは、別表第1に定める区分に従い、支出負担行為決議書又は支出負担行為決議書兼支出命令書により、合議をし、及び決裁を受けなければならない。」

「第20条 支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な書類は、別表第2に定める区分によるものとする。」

別表第2において、負担金、補助及び交付金を支出負担行為として整理する時期は、支出決定のとき又は請求のあったときと定めている。

3 監査委員の判断

(1) 財務会計システムにおける事務手続きについて

予算流用においては、処理する時期や決裁区分といった事務手続きに誤りや改ざんはなかった。

また、市で公表している決算書と財務会計システムの数値は合致しており、財務会計の元となる伝票について、処理する時期や決裁区分といった事務手続きに誤りや改ざんはなかった。

(2) 歳出額の相違について

ア 令和5年度の介護給付費負担金事業実績報告書における決算書（見込書）抄本の歳出額は市の決算書における歳出額と異なっている。

この歳出額の相違は、財務会計システムによると、平成16年度において、本来翌年2月分（3月審査分）を平成16年度で支出すべきところ、平成17年度予算で支出したことから始まっていると想定できる。その経緯は、関係する文書等が存在しないことから不明であるが、平成16年度以前は、介護給付費負担金事業実績報告書における決算書（見込書）抄本の歳出額と市の決算書における歳出額の相違はなかったことが想定される。令和5年度報告の集計表（内部資料）に記載されている注意事項や課長職従事者への調査回答を見ると、国の通知に明記されたとおり実績報告を行っていたが、市の決算書における歳出額と異なることを、職員は認識したうえで国への実績報告書を作成していたと推測する。

イ 地方自治法第232条の3における「支出負担行為」とは、逐条地方自治法第9次改訂版によると、「支出負担行為は、普通地方公共団体が支払いの義務を負う予算の執行の第一段階の行為をいうものであるから、工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為、補助金の交付の決定のような行為（中略）が含まれることになる。」（抜粋）としている。地方自治法施行令第143条第1項第5号における「支出負担行為をした日の属する年度」とは、逐条地方自治法第9次改訂版にある「債務の発生を確認した日」とし、和光市予算事務規則においては、支出負担行為として整理する時期を支出決定のとき又は請求のあったときとしている。

また、和光市予算事務規則においては、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為決議書又は支出負担行為決議書兼支出命令書により決裁を受けるとしているが、市の支出負担行為決議書兼支出命令書には、起票日や決裁日の記載はあるものの、支出負担行為日を記載する箇所はない。近隣自治体を確認したところ、朝霞市、新座市、志木市においては記載されている。

国においては、その通知に記載されているとおり、地方自治法施行令第143条第1項第5号に基づいて年度を区切り、3月分（4月審査分）～翌年2月分（3月審査分）の12か月分をひとつの年度としている。

決算書（見込書）抄本と市の決算書における歳出額の相違をなくし、法令等に

基づく手続きに修正するべく、和光市議会令和7年3月定例会において補正予算が上程されたと解する。

ウ 修正される以前の実績報告書の事務手続きにおいて、市の決算における会計年度をまたがって集計をするのは不自然に思えるが、国の通知に従う必要があること、引き継がれた集計作業をそのまま行っていたこと等から、それ以上の対応は行われてこなかったと推測する。

(3) 介護保険特別会計の財政状況について

一定割合の国・県・市の公費負担があるため、現段階では運営に困難は生じていないが、今後においては余裕があるとは言えないと思われる。令和6年度において、過去に行われてきた手続きを精算するべく介護保険介護給付費準備基金と一般会計から3億円の繰入れが必要となった。その後一般会計へ返還はしないこととなつたが、介護保険介護給付費準備基金は必要最低限の金額を残し、全て繰入れをしたため、今後の介護保険料の見直しや事業の見直しは必須となる。

4 附帯意見

今回の事案は介護保険特別会計の「期ずれ問題」として取り上げられたが、過去に行われた財務会計の事務処理は、事業運営への影響や行政の透明性を考えれば、すぐに修正されるべきもので、20年間修正されずに継続されてきた点は、介護保険特別会計のみならず、全序的な問題として認識すべきである。介護保険特別会計は、従来にも増して厳しく、市民の理解を得ながら財政運営を行うことを求められており、財政状況を正しく把握したうえで、簡明に市民に公開していくことが必要となっている。

また、基本的な事務執行における業務引継や前例を疑う目と誤りに気づいたときに声をあげられる組織づくりとチェック体制の構築を図るべく、全庁あげて課題に取り組み、市民からの信頼回復に努めていただきたい。